

大垣市駅前広場等管理基準

(平成 28 年 2 月 18 日決裁)

大垣市駅前広場等管理条例施行規則（平成 24 年大垣市規則第 66 号。以下「規則」という。）第 14 条の規定に基づき、大垣駅前広場（以下「駅前広場」という。）の管理基準を次のとおり定める。

(趣旨)

第 1 駅前広場の管理については、大垣市駅前広場等管理条例（平成 24 年大垣市条例第 23 号。以下「条例」という。）及び規則に定めがあるもののほか、この基準の定めるところによる。

(禁止行為)

第 2 条例第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる行為のうち、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 単に営利を目的とする物品の販売行為
- (2) 示威行為及び特定の個人並びに団体に対する中傷的、攻撃的行為とみなされる個人及び団体の主義主張であつて、主義主張を記載したのぼり又はプラカードを使用するなど、広場の景観を損ね、第三者に威圧感を与える行為
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校又は社会教育団体、公的な機関を除く私的な団体が行う呼びかけ、呼び込み等の勧誘行為
- (4) その他市長が認められないと判断する行為

(占用及び使用可能な実施主体)

第 3 条例第 4 条第 1 項に掲げる行為による使用の許可を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、過去に駅前広場を使用した際、正当な理由が無く、市の指導に応じなかったものについては、次の各号のいずれかに該当するものであつても使用を許可しない。

- (1) 国又は地方公共団体（これらの機関を含む。以下同じ）
- (2) 地方公共団体を含む地域住民又は地域団体等の関係者からなる協議会等
- (3) 地方公共団体が支援する実施主体
- (4) 駅前広場行為等（以下「行為等」という。）の目的が公共性、公益性の観点から特定の者の利害とならないと認められる実施主体

2 前項の規定にかかわらず、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に基づく政治活動等に関する行為を行うものは、使用許可を受けることができる。

(許可の条件)

第 4 行為等の許可にあつては、行為等の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 駅前広場の施設を汚損し、又は損傷するおそれのある行為はしてはならないこと。
- (2) 許可を受けていない場所を使用しないこと。
- (3) 他の駅前広場利用者に迷惑を及ぼさないよう十分な安全対策に努めること。
- (4) 多数の来客が見込まれる場合は、交通の要所へ誘導員を配置し、過度な来客者の集中が起こらないよう必要な措置を講じること。
- (5) 行為等の終了後は、駅前広場の清掃を行い、原状復旧を行うこと。
- (6) その他駅前広場の管理上必要な条件を付すこと。

附 則（平成 28 年 2 月 18 日）

この基準は、平成 28 年 2 月 22 日から適用する。